

〔論
説〕

金融危機と事情変更法理（二・完）

——二〇〇八年世界金融危機を素材として——

はじめに

第一章 二〇〇八年世界金融危機の特徴

一 国際的過剰資本とバブルの連鎖

二 金融工学の発達

第二章 金融市場の効率性と不安定性

一 効率的市場仮説

二 金融不安定性仮説

第三章 バブルの生成と崩壊の物語

一 バブルの歴史学

二 経済学における心理と感情（以上前号）

北山修悟

第四章 事情変更法理の再検討

一 モデルとしての事情変更法理

二 契約当事者の主観的側面

おわりに

(以上本号)

第四章 事情変更法理の再検討

金融の世界が独自の論理と技術を備えたものであるとして、その自律性を尊重し承認するならば、金融取引に自ら進んで入り込んでいく者（企業や個人）は、その独自の論理と技術に熟達していて然るべきだということになる。そうだとすれば、金融危機に際しても、それはいわば一つの閉鎖的な世界内での出来事であり、その世界内での論理——自己決定と自己責任の原則の貫徹——に基づいて問題が処理されるべきだということになりうる。そうすると、予見可能性を主たる要件として契約の拘束力について論じる事情変更法理は、金融の世界には相応しい法理ではない、という結論になるかもしれない。

しかし、現在では、金融の世界は、ひとり金融プロフェッショナルにのみ関係する問題ではなくなっている。ひとたび金融危機が生じれば、二〇〇八年金融危機へのアメリカをはじめとする各国の対処を見てもわかるように、金融市場の流動性の喪失を回避し、大きくてつぶせない（Too big to fail）企業の存続を図るために、究極的には租税を財源とした大規模な国家的救済措置が採られざるを得ない。また、たとえば、住宅価格の上昇を前提として住宅をロー

ンで購入した者たちの中には、ローンの返済が不可能になり、購入した住宅を手放さざるを得なくなる者が続出し、最悪の場合には、路上生活者となってしまふものも出てくる。このように、大規模な金融危機は、決して金融の世界内にその影響が止まるものではない。金融取引は、今やあまりにもわれわれの世界において影響力を有するものとなっており、金融危機の影響も、多方面に及ぶものとなっている¹。

そして、バブルの歴史学や行動経済学の観点から明らかにされたように、バブルの膨張やその崩壊に大きく寄与するものは、決して各種の客観的な金融指標といったものではなく、市場に参加した・あるいは参加しようとしている人びとの主観的・心理的な要因もまた重要なのであり、また、市場を構成している人々は、決して「合理的経済人」に還元されるものではない。バブル経済や金融危機は、そのときどきの環境によって創り出される人々の思考のパターンに大きく左右されるのである。人々は金融市場において、自分個人の物語、他人の行動についての物語、そして経済全体の動きに関する物語によって影響される。しかし、伝統的な経済理論は、こうした「物語」を排除することの排除された「物語」をすくい上げ、金融危機の各種局面に対応するための事情変更法理の内容を検討することが、

1 この点に関して、次のような指摘は重要であろう。すなわち、現在において経済学を問うならば、今の社会や世界の捉え方が、徹底的に経済学という学知によって規定されており、出てくる問題もすべてが経済的に記述されているわけであるから、それへの対応もすべて経済学的なものになってしまふという循環から、とにかく抜け出さなくてはならない。経済学は単なる社会科学ではなく、近代以降のヨーロッパ社会、それからヨーロッパが展開した全世界を造形してきたのである。いわば世界の人間の生き方を決めている。経済学は単なる知識ではなくて、かつてのキリスト教のドグマに代わるぐらいの強烈な枠組みと土台を作っている。そういう意味で、経済学というのは「思想」なのである。「経済」というものを、あるいはそれを自立的と考える「経済学」を、一つの思想として批判するという視点が必要になる（西谷編「二〇一一」四六一―四八頁、八五―八六頁）。

本章での課題である。

一 モデルとしての事情変更法理

(一) 事情の変更と予見可能性要件

わが国における事情変更法理とは、従来からの通説的見解によると、①契約の成立時にその基礎となっていた事情が、契約の効果が完了するまでの間に変更したこと、②その事情の変化は、当事者が予見せず、また予見し得なかったものであること、③事情の変更は、当事者の責めに帰すことのできない事由によって生じたものであること、④事情の変更の結果、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当となること、の四つの要件（以下では「四要件」と略する）を満たした場合に、契約の解除または改訂を認める、とする法理である（新版注釈民法（一三）「二〇〇六」七二）。そして、この四要件のうちの「予見不可能性」要件は、各国各種の同様の法理において、ほぼ共通して要求されているものである²。

ところで、事情変更の法理において問題とされるのは、契約当事者間で合意され有効に成立した契約の拘束力である。そこでは、すでに契約は有効に成立しているのであり、当事者間での当初の合意の際のやり取りは問題とされないし、契約の目的たる履行内容も、契約締結時点で確定済みとされている。そこで問題とされるのは、契約締結の後

2 事情変更法理の要件と効果の比較法的な一覧のためには、法務省民事局参事官室（参与室）編「二〇一四」一五一―一五五が、簡便な資料として有用である。

から履行の前までに生じた「事情の変更」が、当該契約の拘束力を否定（ないし緩和）するか否かである。すなわち、そこでは、契約の履行過程における当事者の意思や行動内容については問われることはなく、主として契約締結後の「事情の変更」についての予見可能性の有無が事後的に問われるだけである。いったん有効に成立した契約は、それ自体が履行に向けて作動する一つの独立した自動機械のように扱われ、その機械の作動を妨げるような「事情の変更」が発生したか否か、その「事情の変更」が契約成立時に予見可能であったか否かが問われるだけである。

それでは、サブプライム・バブルの崩壊とそれに伴う二〇〇八年金融危機の発生は、予見可能だったと言えるのだろうか、それとも予見不可能であったのだろうか。

（二）二〇〇八年金融危機の予見可能性

二〇〇八年金融危機がまったく予測されていなかったというわけではない。たとえば、二〇〇六年九月七日、国際通貨基金（IMF）総会において、経済学者のヌリエル・ルービニは、原油高や金利上昇に関するリスクを語った後に、「かなり近い将来に、アメリカは深刻な景気後退に陥る危険性がある」とスピーチした。その理由として、自宅の資産価値から「銀行のATMを扱うかのように」現金を引き出すマイホーム・オーナー（持ち家所持者）の常軌を逸した行動や、担保融資を証券化する金融機関の暴走により、金融システムが麻痺状態に陥る危険性があるからだと説明した。ルービニは、ヘッジファンド、投資銀行、連邦住宅金融抵当金庫（フレディ・マック）や連邦住宅抵当公庫（ファニー・メイ）などの大手金融機関の破綻が間近であることを予告した。その後、彼はこのスピーチによって「ドクター・ドウム（破滅）」と呼ばれることとなった（アタリ「二〇〇九」一〇七—一〇八）。

そのルービニ（及びミーム）によると、二〇〇八年金融危機の端緒と経過は以下のように説明される。

① 金融危機の幕を切るのが、劇的な何か、あるいは常態から外れた何かであることはめったにない。価格の上昇が止まって横ばいになったか、不安な現象がいくつかあらわれてくるだけのことである。この時期は、二〇〇六年春に訪れた。住宅販売は横ばいになり、過去十年に実質ベースで二倍になっていた住宅価格が上昇しなくなった。理由は単純そのもので、新築住宅の供給が需要を超えはじめ、金利の上昇によって変動金利モーゲージが高くなったからである。それでもこれがとてつもない金融危機の発端であることを示す徴候はほとんどなかった。しかし、二〇〇六年後半になって、「シャドー・バンキング（影の銀行）システム」が緩やかな取り付け騒ぎの中心となる。二〇〇七年三月末には、破綻したモーゲージ金融会社は五十社以上に達した。市場の論者のほとんどは、問題が金融システムの小さな一部門に限られていると主張した。問題は「限定的」だとされ、この場合には、少数の無謀なモーゲージ・ローンの貸し手と、こうした貸し手が実行したローンだけだと考えられていた（ルービニニニーム「二〇一〇」一二五―一二六）。

② しかし、不動産バブルとして始まった金融危機は、ある段階から、その様相を変化させることになる。この点について、ルービニ（及びミーム）は、以下のように述べている。

すなわち、経済学者のフランク・ナイトは、一九二二年に初版が刊行された『リスク、不確実性、利益』で、「リスク」と「不確実性」の概念の違いを論じている。ナイトによれば、リスクは金融市場で価格を形成できる。事象の確率分布が分かっており、それに応じて投資家が価格を設定できるからである。一方、不確実性は、価格をつけられない。予測も測定もモデル化もできない事象や条件、可能性に関連しているからである。このリスクと不確実性との区別が、二〇〇七年夏の後半以降の金融市場の状況を説明するのに役立つ。危機が起こるまで、リスクはさまざまな

証券に付与された格付けだけで判断できた。少なくともそう見えていた。ところが、住宅市場が急落し、不確実性がこういった証券を覆うと、金融システムはもはや理解困難だと思われるようになり、ましてや予測は不可能になった。二〇〇七年夏の後半には、さまざまな金融機関でバランスシートに予想外の問題があることが明らかになった。こうして二〇〇七年の八月から九月にかけて不安が高まり、サブプライム危機が本格的になり、延滞や差押えが増えた。そして、BNPパリバ傘下のいくつかの投資ファンドが破綻し、事態がとんでもない方向へ向かっているという不安感が強まった。投資家が、低金利通貨で借りて高金利通貨に投資する「キャリア取引」でも、破綻が見られた。危機はもはや孤立した問題ではなく、新たな危険な領域へと広がっていった。結果として、八月には銀行間市場で需給が逼迫し、LIBOR（ロンドン銀行間出し手レート）とヨーロッパ各国の政策金利のスプレッドは、十ベシス・ポイントから七十ベシス・ポイント前後まで大幅に拡大した。これは異例の事態で、翌日物金融市場の流動性がほぼ枯渇したことを意味している（ルービニニミーム「二〇一〇」一三二―一三五）。³そして、サブプライム市場の崩壊は、アメリカからヨーロッパ、オーストラリアなどへと広がった。理由は単純であり、CDOやその裏付けになったモーゲージ証券など、ウォール街で作られた仕組み商品の約半分が、海外の投資家に販売されていたからである（ルービニニミーム「二〇一〇」一六六）。

3 多くの市場の論者は、リーマン・ブラザーズの破綻がアメリカの危機を世界的危機に変えたと確信しているが、しかし、リーマンの破綻は、危機の原因というより深刻さの現れだった。同社が二〇〇八年九月に連邦破産法の適用申請を発表したときには、アメリカは深刻な不況に入って十か月が経過していたし、他の先進国も突入寸前だったのである（ルービニニミーム「二〇一〇」一四九）。

以上のように、二〇〇七年三月から二〇〇八年九月にかけての危機の本質的部分は、金融システムの内部で展開した。「誰が誰に対してどれくらい負債をもっているのか」を誰も知らなかった。財務省も、中央銀行も、当然ウォール街ですら知らなかった(ボワイエ「二〇一一」一九〇)。金融市場の流動性の枯渇のメカニズムこそが、サブプライム市場瓦解の引き金となり、システムック危機を駆り立てたものである。金融の担い手たちは、自らの資産・負債を評価するのに、もはや市場にも自己のモデルにも頼ることができなくなってしまったのである(ボワイエ「二〇一一」二四二)。相互の関係によって定義される金融諸商品がピラミッド状に積み上げられるにつれて、金融諸商品は、その拠って立つ土台から次第に遠ざかっていき、カバーしている資産に対して一〇倍以上のCDSが作り出された、という点こそが、金融市場の発達とともに種を蒔かれていた今回の危機における特殊性、またある意味での新奇さを際立たせたのである(ボワイエ「二〇一一」二〇八―二〇九)。また、金融危機前の一〇年間の金融イノベーションは、何よりもまず相対取引に関連するものであり、取引当事者双方の利益に合わせてオーダーメイドされたものだった。それゆえ、同質的な諸商品の交換が組織される空間としての金融市場について語るができなくなった(ボワイエ「二〇一一」二八三)。

③ こうして見てくると、アメリカ国内における〈不動産バブル〉の段階においては、その崩壊についての予見は不可能ではなかったと言えるが、リーマン・ショック後の深刻な〈世界同時金融危機〉については、その渦中にいた当事者においても、予見が可能であったと言い難いように思われる。また、仮に予見が可能であったとしても、すでに汚染されたデリバティブ商品が拡散していた段階では、当事者がとることのできる対応策はごく限られたものだけしかなかった。二〇〇八年の金融危機は、このように二段階に分けて理解されるべきもののように思われる。

したがって、「予見不可能だった事情の変更が発生した場合に、当初の契約の拘束力を否定する」というモデル的な事情変更法理は、少なくとも二〇〇八年金融危機については、その適用が可能であったと評しうるであろう。そして、このことは、今後生じる可能性のある同種のシステミックな危機についても言えるであろう。それでは、そうしたモデル的な事情変更法理は、現実の紛争や課題に応えるために十分な法理になっていると言えるであろうか。

（三）事情変更法理の機能

ここで注目したいのは、モデル的な事情変更法理においては、契約主体の契約成立後の能動的または受動的な人間たる姿が——少なくとも要件論の面では——問題とはされていない、ということである。これは、考えてみれば奇妙なことである。契約締結後にその履行を困難とするような事態が生じたときには、その困難に遭遇した側の当事者は、履行をなんとか実現しようしたり、あるいは、履行せずに済むような理屈を考え出そうとするであろう。こうした当事者の行動が、モデル的事情変更法理では直接に問われることはないのである。すでに成立した契約が一個の自動機械として作動を始めているがために、契約を取り巻く環境＝事情の変化が、ただ契約の自動的作用を左右するだけである。

これを、事情変更法理の行為規範的な側面から検討してみよう。

事情変更法理は、その——日本法における——四要件からする限り、（契約締結時には将来の事情の変化を十分に予測すべし、ということを除いて）契約締結後に事情の変化が生じた場合の契約当事者の行為規範を何ら導き出さない。そこで目を事情変更法理の効果に転じると、同法理の効果は、契約の解除または改訂とされている。契約解除は、契約の拘束力を否定し、契約の解消をもたらすものであり、反対に、契約の改訂は、契約の当初の内容の変更を伴い

ながら、契約の存続を図るものである。これら二つの効果は、反対の方向を向いたものであるように思われる。現に、事情の変化によって不利益を被ることになる側の契約当事者（不利益当事者）は、契約の履行期限を前にして、契約を当初の合意内容どおりに履行することに向けて努力すべきか、それとも、なんとかして契約を解消する方向へ事態をもっていくべきか、という選択に悩み、どこかの時点でその決断を迫られるであろう。しかしここで重要なことは、この選択と決定を不利益当事者の側にのみ認めるべきではなく、反対当事者の意向をも十分に汲みながら、いずれの方向を採るかが決定されるべきである、ということである。

すなわち、事情変更の状況に直面した不利益当事者は、相手方当事者と再交渉を行うべきであり、それは契約の解除か改訂かという効果が裁判所によって確定される前にも行われているべきものである。事情変更法理の行為規範とは、まさに再交渉義務なのであって、再交渉は、事情変更法理を適用した結果としての効果としてのみ認められるべきものではなく、契約の解除または改訂のいずれが採られるべきかを事後的に判断する際に参照されるべき、当事者間で現実に行われるべき行動であり、再交渉はこの意味で、事情変更法理に内包されるべき行為規範である、と理解すべきであろう。ただし、問題が訴訟に至った段階で、裁判所がそれまでの当事者間の再交渉の内容を評価して、さらなる再交渉を（何らかの条件付きで）命じることが妨げられるわけではない。その意味で、再交渉は、事情変更法理の適用「要件」であると同時に適用「効果」でもある。

そして、事情変更法理に基づくこのような個別取引についての個別的な再交渉は、二〇〇八年金融危機に際してとられた各種の公的救済措置の問題点や不備を補うものとなり得るであろう。

（四）公的救済策の限界と問題点

① 二〇〇八年九月のリーマン・ブラザーズの破綻と同時に、バブル劇の終幕にいつも見られる場面が演じられた。銀行が最後の貸し手（中央銀行などの政府機関）に、金融システムに介入した支援を提供するよう要請したのである。こうした要請があると、激しい論争が始まる。たとえモラル・ハザードを引き起こすことになっても、経営困難に陥った銀行を救済するべきなのか、それとも、市場に処理を任せて、苦境の銀行が破綻するのを許容すべきなのか、という論争である。今回の危機でも、このような論争は厳しい形で起こっており、結局は、FRBのバーナンキ議長（当時）が、救済に値する機関も値しない機関もまとめて、過去に例のない規模で救済していくことになった（ルービニニーム「二〇一〇」三七四）。公的当局は膨大な量の援助・保証・信用・資本を十把ひとからげに、ほとんど場当たり的に注入した。その恩恵にあずかったのは、これをあまり必要としていなかった金融機関であり、反対に、公的救済にその存続がかかっていたごく小さな金融・非金融機関は忘れ去られた。サブプライム危機の勃発とともにその組織モデルが崩壊した金融機関について、なぜその持続が保証されるよう必死になるのか。停滞あるいは少なくとも生産性鈍化の困難な時期が予想されるというのに、信用供与による成長回復を追求することは本当に時宜にかなっているのか、といった閉塞状況の核心には、あまりに複雑となった金融資産評価の危機が存在していたため、最も洗練された理論や技術をもってしても現実的な評価を下せないほどであった。あまり確かな情報をもたない諸機関に、毒入り資産の価格をさせと要求するのは無理なことであり、毒入り資産を保有する別の機関は、その資産の価格がバランスシートの記載価格——たいていはすでに誤りが判明している投資モデルの適用から得られている——を大きく下回することを危惧していたのである（ボワイエ「二〇一一」三六八）。市場の機能不全のミクロ経済的・情報的な原因に

対する介入のみが、つまり各資産の適切な評価のみが、信頼の——それゆえ株価と信用の——内生的な回復を可能にするはずであるが、しかし、資産の適切な評価の代用措置でしかないマクロ経済政策が、確かに現実に必要ではあった（ボワイエ「二〇一一」三七八）⁴。

② また、金融危機の派生的影響としての実体経済への影響の問題がある。スティグリッツはそれを、（所得上位一％の層に対する）九九％の層の危機として描写している。

すなわち、失業は、市場に十分な雇用創出能力がないことのあかしであるが、それは市場の最悪の失敗であり、効率性の最大の敵であり、不平等の主要な要因である。二〇一二年二月の時点では、フルタイム雇用を望むアメリカ人のうち約二五〇〇万人が仕事に就けていない。アメリカ国内では、数百万人の人々が家を失っている。空き家も多く、ホームレスも多い、というのがアメリカの実態である（スティグリッツ「二〇一二」一七）。世界大不況は多くのアメリカ人に三重の不幸をもたらした。仕事と自宅と老後の資金が、危険にさらされたのである（スティグリッツ「二〇一二」五一）。

バブルは貧困層のごく一部の人々に、莫大な富という幻想を抱かせたが、この幻想は一瞬しか続かなかった。バブルただし、銀行救済のための各種試みについては大きな懸念も存在する。すなわち、それは新たな投機バブルに燃料を補給しかねない。技術的な意味で破綻している金融システムを国有化する結果として、それに比例して国家の支援を増やす代わりに、そして金融機関を再構築し最終的に——競争を促進しアメリカ経済のショック耐性を高めるために——より小規模な機関へと分割民営化する代わりに、アメリカ政府は、毒入りデリバティブ商品を買収する公的資金を創設した。これは「不良」と定義される資産への投機を助長するものであり、たまたま利益が出ればそれは民間機関のものとなり、損失の大部分は公権力が引き受けることを意味する。アメリカ社会は、信用過剰の中毒になっている（ボワイエ「二〇一一」四〇五）。

ル崩壊とともに下層の富は消え去り、資産格差はいままでにない水準まで広がり、下層の人々の脆弱性はさらに高まった（ステイグリッツ「二〇一二」一四一）。世界大況はとりわけ下層の人々に大打撃を与え、打撃は中層にも及んだ。一般の労働者はおおむね、失業率の上昇と、賃金の下落と、住宅価格の低下と、富の大幅な縮小に見舞われている。他方、リスク許容度の高い富裕層の人々は、大きなリスクをとった見返りを社会全体から収穫している（ステイグリッツ「二〇一二」一五二）。

住宅バブルがはじけたとき、多くの住宅保有者は、自分たちが「債務超過に陥っている」ことに気づいた。自宅の価値を上回る金額を、住宅を担保に借りていたためである。ここで、銀行の救済と住宅ローン再編の擁護論は、その認識の戦いにおいてははっきりとした対照をなす。一方で、政府の行動の方向性を決めた認識は「巨額の救済措置は望ましい」というものであったのに対して、もう一方で政府の方向性を決めた認識は「巨額の住宅ローンの再編は望ましくない」というものであった。また、住宅ローン市場で起こったことは、とても効率的とは言えないものだった。抵当流れによって家族が自宅から追われ、すべての人が損をする。家族にとつての代償——生活が崩壊し、老後の蓄えを失う——は明白である。さらに悪いことに、空き家が荒れ放題となって近隣の住宅価格を押し下げ、近隣で債務超過に陥る人が増える。多くの抵当流れをかかえる地域社会は、こうして必然的に打撃をこうむる。銀行も、より多くの家を債務超過に追い込むことで抵当流れを増やすことになり、その結果損失をこうむる（ステイグリッツ「二〇一二」二五四―二五五）。

このように、危機で最も苦しむのは労働者と小規模事業者であり、そのことは今回の危機にもあてはまる。今回の危機では、多くの部門で企業収益は高いままで、銀行と銀行家たちはうまくやっている。高い失業率は、働いて生計

を立てている人々を痛めつけ、職に就いている人々のほとんどは就業時間が減って収入が低下している。しかし、特に痛めつけられているのは底辺の人々である。熟練労働者が非熟練労働者の仕事を奪い、非熟練労働者が技術をまったく持たない労働者の仕事を奪う。それぞれのグループが収入の低下に苦しむが、仕事を完全に奪われた人々が最もひどく痛めつけられる（ステイグリッツ「二〇一一」三五一）。

③ とところで、この住宅ローンの問題につき、ポール・クルーグマンは、有効な政策の一つとして、住宅ローン返済義務の減免を提唱している。

すなわち、現在の経済問題の相当部分は、バブル期に住宅購入者たちが抱え込んだ負債が原因である。したがって、状況を改善する明らかな方法の一つは、その債務負担を減らすことである。経済停滞で金利が下がり、住宅ローン金利も下がったから、通常であれば、住宅所有者は、この金利低下を活用すべく、借り換えを行い、金利支払いを減らし、余った資金を他のことにまわして経済を活性化させる。だが、バブルの遺産のため、多くの住宅所有者は住宅の純資産価値部分がほとんどないか、かなり多くの場合にはマイナスの純資産価値となっている（ローン残高のほうが住宅の市場価値より高い）。そして一般に、貸し手は借り手が十分な住宅資産価値を持っているか、追加の頭金を支払えるかでない限り、借り換えを認めない。したがって、解決策は明らかであり、住宅ローンを返済免除するか、少なくとも返済条件を緩和するような手立てを見つけることである。オバマ政権は実際、それを狙った住宅借り換え促進プログラム（HARP）というものを作ったが、しかしかつての住宅政策と同じく、それはあまりに用心深くて制約が多すぎた。必要なのは、大規模な借り換えプログラムである、というのである（クルーグマン「二〇一一」一六七—一六八、二八一—二八二）。

しかし、個別の住宅ローンの契約条件や当事者の信用状態などには、かなりの多様性が存在するであろう。したがって、政府主導の政策によってこれを実現することは、かなり難しいように思われる。こうした問題についてはまさに、事情変更法理を適用して、ローン債務者と銀行債権者の間での再交渉が促進されるべきであろう。そして、その際には、前述したように、再交渉は、事情変更法理の効果であるだけではなく、その要件としても機能することが期待される。

二 契約当事者の主観的側面

第三章でみたように、人間の行動が合理的なものであると仮定してきた主流派経済学に対して、現実の人間像をもとに、その合理的経済人の仮定に基づく経済モデルを見直そうという動きが出てきている。事情変更の法理においても、経済学と同様に、契約当事者は将来を合理的に——通常人が現実に行える程度や範囲を超えて——予見するべきものだという仮定を、暗黙のうちに置いてはいたか。 「予見可能性」という概念を定立することで足りるという仮定のもとに、当事者の現実の心理的な側面が捨象されていたのではないだろうか。

バブルを膨らませるような一定の客観的条件が備わったときに、バブル景気を実際に出現させる契機となるのは、人々や市場の合理的な期待や予測ではなく、ある種の「物語」である。金融バブルの膨張とその崩壊は、それに関与する人々が有している「物語」の変化を受けて生じる。そして、バブルの歴史学の観点から明らかにされたのは、バブルの膨張中にそれに参加している者の物語は、それに参加しなかった者の回顧的な観点からは、なかなか理解されにくい、ということ、及び、バブルの生成と崩壊の過程において、一般的物語とそれに影響される個別的物語は時間

をおって変化しうる、ということであった。すなわち、自分が何者であり、何をやっているのかという認識は、自分や他人の人生の物語と絡み合っている。人間は物語をもとに考えるよう作られており、人間の行動の動機の相当部分は、自分の人生の物語を生きることから生じている。そういった物語なくしては、人生はただ「あれこれいろいろ降ってくるばかり」でしかない⁵。そしてまた、金融市場における人々の行動は、人々が自分に言い聞かせる物語、自分についての物語、他人の行動についての物語、そして経済全体の動きに関する物語によって影響される。また、こうした物語は一定ではなく、時間とともに変わっていく⁶。

しかし、そこで言われている「物語」という概念は、やや漠然としすぎている。これをもう少し踏み込んで検討してみる必要がある。

(一) 一般的物語と個別的物語

まず、ここでいう「物語」は、大きく二つに分けて考えるほうがよいように思われる。一つは、経済全体の動きに関する物語（「一般的物語」）であり、もう一つは、個人の行動を規定している物語（「個別的物語」）である。このうちの前者の一般的物語とは、経済や金融の動きに関する集合的な思考パターンであり、この変化が、たとえばバブル経済の生成と崩壊をもたらすのである。すなわち、バブルの生成とその崩壊は、伝統的な経済学理論からは、客観的な経済条件の変化として観察され説明されるが、しかしその本質においては、市場参加者の主観的な側面が大きく影

5 第三章二(一)② [前号五六―五七頁]を参照。

6 第三章二(一)④ [前号五八頁]を参照。

響している。この物語は、政治やマスメディアによって広く流布され、人々や市場はこれに反応して、バブルの膨張をもたらす行動へと突き進む。ある事情の変化の重大性を事後的に評価するためには、客観的なデータや事実だけではなく、こうした一般的な物語がどのようなものであり、それがどのように変わったかということ、及び、その変化が各個人における個人的物語にどのような影響をもたらしたか、ということを考慮しなければならない。このように、バブルの膨張やその崩壊には、当該社会の構成員の主観的な側面も関係している。金融バブルには、経済学的説明が後知恵的に可能な部分と、その渦中にいなければ体感できない部分とがあるのであって、前者による説明と判断のみではその実像を捉えることはできない。

他方で、個別的物語については、もう少し立ち入った検討が必要であるように思われる。

たとえば、同じくバブルに参加した者であっても、プロの投機家は、市場価格の急騰がバブルであることを十分に認識しており、かつ、その崩壊についても対処の準備ができています。それに対して、プロではない投資家——たとえば一戸建て住宅を取得することは無理だと思っていたが、サブプライム・ローンによってその夢をかなえることができたアメリカのマイノリティたち——にとっては、バブルは長年の夢をかなえるための千載一遇のチャンスであっただろう。これらプロの投機家と素人投資家を同じに扱うことはできない。両者において、一般的物語の内容とその変化の様相のかなりの部分は共通したものでありうるが、事情変更後のその個別的物語のありようは、あまりに違いすぎる。たとえば、プロの投機家同士の間で交わされたデリバティブ取引については、バブルが崩壊したとしても、その契約的拘束力を事情変更法理の適用によって問題とする必要はそれほどないであろう。彼らの個別的物語は、事情の変更前には一般的物語に対してそれなりに合理的に対応したものであり、事情の変更後は、打算と経済合理性に基

づいて——ある程度の時間が必要であろうが——相互に事後的な処置を決めていくであろう。しかし、たとえばサブプライム・ローンを組んだ住宅取得者について、バブル崩壊後もその当初のローン契約に拘束されるとすることには、抵抗がある。ここでは、両者の間の違いを、事情変更法理における予見可能性の基準の観点からは説明しきれないのであって、むしろ、個別の物語のあり方という観点から検討するべきであろう。

(二) 個別の物語の主観的かつ客観的な性格と再交渉

ここで、個別の物語とは個人の環境に関する認識とその評価である、と考えるならば、それは純粹に主観的なものとなる。しかし、個人は、その置かれた環境から切り離されて存在できるものではない。個人とその個人を取り巻く環境（これには一般的物語も含まれる）とは不可分一体となっている、と考えるならば、個別の物語とは、環境と個人との相互作用を含むものだとして理解することができる。これは、ある個人を取り巻く環境が大きく変化した場合について、その個人の環境と主観を切り離すことをせずに、過去の環境と現在の環境の実在性をともに認めながら、それら環境の変化の下での個人の行動や思考の変化をも連続的に捉えようとする試みである。これは、「個人」とは当初から独立して確立しているものではなく、環境との相互作用を継続しながら、漸次その形（≡内容）を形成していき、

7 二〇〇七年の危機勃発へと至る過程は、インターネットバブル崩壊後の経済を再生しようとする中央銀行と連邦政府の意思によるものだった。中央銀行と連邦政府は不動産市場の躍進を利用して目的を達成しようとし、そこに、恵まれない社会集団や投機的手段をもたないマイノリティを参加させたのである。アメリカ市民は投機を通じた富裕化の夢に再び参加することを促されたのだが、かれらは二次的なパートナーでしかなかった。その結果かれらは、直接的には住居の喪失や年金積立金の減価によって、また間接的には将来の増税やさらには——金融危機の実物経済への波及による——雇用喪失によって、危機のコストの大部分を負担することになった（ボワイエ〔二〇一〕三八〇）。

変更させていく、という人間観に基づくものである。⁸⁾

このような観点からすると、以下のようなことが言えるであろう。

金融危機が各種の契約にどのような効果をもたらすか、という問題について事情変更法理が適用されるべきだとするならば、そこで同法理を有効に機能させるためには、回顧的な予見可能性を主たる基準として用いるのではなく、当事者間における現在進行形的な再交渉の経過と帰趨を基本として活用すべきである。すなわち、まず金融市場をめぐる一般的物語がどのような内容のものであり、それがどのように変化したかを確認したうえで、次に、契約における一方当事者の個別的物語の変化が他方当事者において了解可能なものであるか否か——一般的物語と個別的物語の相互関係の有無とその程度——が問われることになる。そして、債務の履行が困難な状況に陥っている当事者の語る個別的物語の経過と内容が、他方当事者にとって了解可能なものである場合において初めて、将来的な解決に向けての協働作業（契約改訂または契約解消、及び付随的な後始末の策定）が可能となるであろう。⁹⁾ 再交渉が成功裡に終わるかどうかは、単にウィン—ウィン（Win-Win）関係の解決策が見出されるかどうかだけにかかっているわけではない。そのような解決策の発見を試みようとするインセンティブが当事者間に醸成されていることがその前提条件となるのであり、このような前提条件とはまさに、相手方が事情変更の前に抱いており、そして事情変更の後に抱くに

8 この点に関して、かつて筆者は、『人間の『生』は、環境や歴史から自由な存在ではない。『生』は環境や歴史に支えられ、かつ、それらに拘束されながら続いてゆく。それが人間の『生』の現実である。この現実を出発点として契約法を再構築し、法解釈を實踐することが今後の課題である』と述べたことがある（北山「二〇二二」九八）。

9 この点については、北山「二〇二二」九六—九七も参照されたい。

至った個別的物語の相互的な了解なのではないだろうか。

おわりに

事情変更の法理では、客観的な事情の変化と当事者間の契約の拘束力の問題とが、実は直接には結びついていない。現実の訴訟においては、事情の変化が当該契約にとってどのような意味を持つのが、具体的に判断されなければならない。そして、この具体的な判断は、事情の変化が各契約当事者に対してどのような「物語」の変化をもたらしたのか、という、物語の解釈という作業を要請する。すなわち、各契約当事者の物語に、事情の変化がどのように関わってきて、各当事者の物語にどのような変化をもたらしたのが明らかにされねばならない。例えば、バブルの上昇気流に自覚的に乗っている者と、そうした者によって後から乗せられた者とを同じように扱い、バブルが崩壊した後になって、事情変更法理における「当事者の予見可能性」を同列に判断することは妥当ではない。この場合、同じく契約当事者といっても、その予見可能性の判断においては、別個の考慮が必要になる。

契約当事者の物語の解釈とは、当初合意された契約においてなされた意思表示の解釈にとどまるものではない。それは、事情変更が生じる前後の、契約当事者の意図や契約当事者をめぐる契約環境を探索する作業となる。しかしこれをするためには、現在の事情変更法理の四要件の主張立証をめぐる攻防だけでは、裁判所にとっては判断材料に事欠くことになるであろう。それを可能にするための方法は、当事者間での再交渉の具体的な経過を辿ることであると思われる。したがって、事情変更法理の要件（及び効果）の見直しが必要となってくる。しかしそこまでするならば、それはもはや事情変更法理の単なる修正には止まらない、別の新たな法理の構築になってしまいかも知れない。事情

変更法理の内容的充実を図るか、あるいはそれとは別の新たな法理を構築するのか、どちらの道を採用かが問題となる。

なお、わが国における事情変更法理における予見可能性の判断の基準に関して言えば、そこにはマイクロレベルの——個別的事物のレベルでの——予見可能性と、マクロレベルの——一般的事物のレベルでの——予見可能性とがありうる。当該契約の当事者における予見可能性と、客観的第三者的な立場からみた予見可能性である。バブルの崩壊といった経済事情の変動を扱った裁判例では、これらのうちのいずれが問題とされていたであろうか。また、事情変更の法理においては、これらのうちのいずれが問題とされるべきなのか。当該当事者の予見可能性を問題としているように見えて、実は客観的第三者的な予見可能性を判断の基礎に据えていることはなかったであろうか。「事情」の客観性を重視するあまり、当事者の主観的な要素を見逃しているところはなかったであろうか。こうした点については、わが国の事情変更法理に関する判例を、再度検討し直すことが必要かもしれない。

〔引用文献一覧〕

- アタリ「二〇〇九」・ジャック・アタリ（林昌宏訳）『金融危機後の世界』（作品社、二〇〇九年）
 北山「二〇一二」・北山修悟「契約法における人間像についての一考察——オルテガ「生・理性」の哲学を基礎として——」成蹊法学七七号一五四頁（二〇一二年）
 クルীগマン「二〇一二」・ポール・クルীগマン（山形浩生訳）『さっさと不況を終わらせろ』（早川書房、二〇一二年）
 新版注釈民法（一三）「二〇〇六」・谷口知平『五十嵐清編『新版注釈民法（一三）（補訂版）』（有斐閣、二〇〇六年）七二頁以下
 〔五十嵐清執筆〕

- ステイグリッツ 〔二〇一二年〕…ジョセフ・E・ステイグリッツ（楡井浩一 著、峯村利哉訳）『世界の九九％を貧困にする経済』（徳間書店、二〇一二年）
- 西谷編 〔二〇一二年〕…西谷修編『経済を審問する——人間社会は“経済的”なのか？』（せりか書房、二〇一二年）
- 法務省民事局参事官室（参与室）編 〔二〇一四年〕…法務省民事局参事官室（参与室）編『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』（商事法務、二〇一四年）
- ボワイエ 〔二〇一二年〕…ロベール・ボワイエ（山田鋭夫ほか監訳）『金融資本主義の崩壊——市場絶対主義を超えて——』（藤原書店、二〇一二年）
- ルービニ・ミーム 〔二〇一〇年〕…ヌリエル・ルービニ／スティープン・ミーム（山岡洋一 著、北川知子訳）『大いなる不安定——金融危機は偶然ではない、必然である——』（ダイヤモンド社、二〇一〇年）